

## ✚ 貨物概要

下処理したさといも、にんじん、ごぼう、大根、しいたけ及び鶏肉等を混合し、レトルト袋に詰め、スープを充填したもの

(成分割合)

さといも	12%	鶏肉	6%
大根	9%	油揚げ	2%
ごぼう	7%	しいたけ	2%
にんじん	6%	スープ	56%

(1袋当たりの重量) 1キログラム

用途：温めて食する。

## ✚ 分類

関税率表第 2106.90 号-2-(2)-E-(b)-ハ-(ロ)-II-(II) (統計番号 2106.90-299) のその他の調製食料品

## ✚ 分類理由

本品は、けんちん汁を袋詰めしたものです。けんちん汁は、通常、スープと具（固形状の部分）をともに食することを意図しているものであり、スープが全重量の5割以上を占めており、特性はスープにあると認められますが、固形状の具が大きく、量も多く、液状のものと認められないことから、関税率表上で規定されるスープ(第 21.04 項)として分類することができず、その他の調製食料品として上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時点における現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）